

【基調講演】

日本スポーツ仲裁機構とその活動

道 垣 内 正 人^{*}
(早稲田大学)

I. はじめに

トップレベルのアスリートのパフォーマンスは「見るスポーツ」として多くの国民の関心を集めているが、その背後には、選手の育成、大会の運営その他を支える人的・物的な仕組みがある。これを担っているのは、競技ごとに組織された競技団体である。国際競技連盟のもとに各国の国内競技連盟があり、さらにそのもとに、地域的に、また競技者の属性別に（大学、実業団等）、多くの競技団体が存在している。また、日本では、競技分野ごとの国内競技連盟を統括するものとして日本体育協会があり、特に、オリンピックに関しては日本オリンピック委員会（以下、「JOC」）がある。他方、障害者スポーツについては、日本障害者スポーツ協会と日本パラリンピック委員会がある。

競技団体の目的は、個々の競技者の最大限のパフォーマンスを引き出して、その競技を維持・発展していくことにあり、競技者は競技団体の管理下に置かれ、その決定に従うことが求められる。そのような競技団体の活動には公益性が認められ、国や地方公共団体からの補助金が投入される一方、ボランティアや公益団体からの協力・支援に加え、スポンサー企業等の利害関係者も存在している。そのような状況にありながら（特に補助金として税金がつぎ込まれていながら）、競技団体のガバナンスの欠如から横領・背任事件に発展するようなケースさえ生じている⁽¹⁾。また、刑事事件にまでは至らないとしても、ガバナンスの欠如が露呈する不祥事や紛争の発生は少なくないのが実情である。紛争の中には、競技者から見て、競技団体による自分についての扱いが不当ではないかとの思いに端を発す

る紛争もある。もちろん、その中には、選手側に事実関係の誤認等による思い違いがあることに起因しているケースも少なくないであろうが、この種の紛争は、その競技団体内部での仕組みでは必ずしもすべて解決がつくわけではない。

一般の紛争解決のための制度としては裁判があり、スポーツに関する紛争の中にも裁判での解決に委ねることができるものもある。しかし、裁判で争うことができるは「法律上の争訟」だけであり（裁判所法3条）、競技団体の決定の取消しを求めるような訴えは法律を適用して判断する争いではないので、そのことを直接的に求める請求をしても、裁判所は実体的な判断には入らず、訴えは却下されてしまうであろう⁽²⁾。また仮に裁判所で本案の審理が受けられるとしても、アスリートが最盛期を謳歌できる期間は限られており、また、大会への出場の可否が問題となっているような場合には、時間の経過によって紛争解決は無意味となり、裁判では実効的な解決が得られないことが多いであろう⁽³⁾。

そこで、裁判所とは別に、中立・公平に、かつ、迅速に紛争を解決する仕組みが求められる。そのような対応策の一つとしてスポーツ仲裁があり、これを運営するために設立されたのが日本スポーツ仲裁機構（Japan Sports Arbitration Agency）（以下、「JSAA」）である。

JSAAの基本的な目的は、競技者が競技団体に対して、競技団体のした決定の取消等を求める紛争の解決を第三者である仲裁人の判断に委ねることによって、競技団体の運営の透明性を高め、スポーツ界に「法の支配（rule of law）」を行き渡らせることがある。スポーツをめぐる紛争、特に、競技者が競技団体の決定の取消しを求めるタイプの紛争について、中立的な立場の第三者が手続を尽くして事案を解明すれば、それだけですっきりすることもあるであろう。また、仮に競技団体が実際に不公正な決定をしていれば、その決定が取り消される筋道が選手に保証され、是正が図られるという仕組みの存在は、スポーツ界のインフラストラクチャーとして重要である。そういう環境のもとでこそ、選手はスポーツに打ち込むことができると考えられるからである。

以下では、JSAA の設立の経緯、組織及び活動について概観した上で

（II）⁽⁴⁾、競技団体の決定に対して競技者が申立人となる紛争についての「スポーツ仲裁規則」による仲裁（III）、ドーピングをめぐる紛争についての「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」による仲裁（VI）、主としてスポーツ・ビジネス紛争を対象とする「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」による仲裁（V）、そして、仲裁ではなく、当事者間の和解を斡旋するための「特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則」による調停（VI）、以上についてその概要を紹介する。そして、最後に、これまでの総括と今後の活動の方向を考えることとする（VII）。

II. 設立経緯・組織・活動の概要

1. 設立の経緯

日本でも1992年に日本スポーツ法学会⁽⁵⁾が設立されてスポーツ紛争の処理についての研究が行われてきたが⁽⁶⁾、スポーツ界の側からスポーツ紛争解決制度を作る必要があることが公式に提言されたのは、1998年1月の「我が国におけるアンチ・ドーピング体制について」と題する報告書においてであった⁽⁷⁾。これは、世界的なドーピングに対する規制強化の動きに対応して⁽⁸⁾、日本でもアンチ・ドーピングの中心となる組織を設立して規制を強めていくべきことを提言するとともに⁽⁹⁾、それに伴って発生することが予想されるドーピング検査結果に基づく出場停止等の処分の当否をめぐる争いを第三者が解決するための仲裁機関の設立を勧告するものであった。

これを受け、1999年12月、JOCに「スポーツ仲裁研究会」が設置され、具体的な検討が行われた。国際的には、1984年に国際オリンピック委員会（IOC）が「スポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport : CAS）」を設置し⁽¹⁰⁾、長野オリンピックの際の紛争をはじめ、多くのスポーツ紛争を解決している⁽¹¹⁾。したがって、このCASの経験に学んだところが大きいことは言うまでもなく、その他、アメリカ仲裁協会（American Arbitration Association : AAA）のスポーツ仲裁規則や、日本商事仲裁協会の商事仲裁規則などを参考に、日本にふさわしいと考えられるスポーツ

仲裁規則案が起草された。その一方、2000年11月には48の競技団体に対してスポーツ仲裁に関するアンケートが実施され、79%から仲裁機関が必要であるとの回答があった⁽¹²⁾。そして、2002年8月からは、上記研究会の報告書を基礎として、JOC、日本体育協会及び日本障害者スポーツ協会の3団体からの委員を含む「日本スポーツ仲裁機構創設準備委員会」による検討の結果、2003年4月7日、法人格なき社団として、JSAAが設立された。

2. 組織の概要

日本スポーツ仲裁機構規程2条は、「この機構は、競技者等と競技団体等との紛争の仲裁による解決を円滑に行うための事務等を遂行することにより、スポーツ界の発展に資することを目的とする。」と規定し、その目的達成のため、規程3条は、次の事業を行う旨定めている。

- 「(1) スポーツ仲裁に係る基本計画を策定すること。
- (2) スポーツ仲裁のための規則を制定すること。
- (3) スポーツ仲裁の事務を取扱うこと。
- (4) スポーツに関する法及びスポーツ仲裁に係る教育及び啓発を行うこと。
- (5) スポーツに関する法及びスポーツ仲裁に係る情報の収集及び管理を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもの他、この機構の目的を達成するために必要な事業を行うこと。」

JSAAは、直接に仲裁や調停をするわけではなく、それらを行うのは仲裁人・調停人であり、仲裁については、原則として3名の仲裁人により構成される仲裁パネルが合議により判断を行う。JSAAの仲裁・調停に関する業務は、仲裁規則・調停規則を用意し、その申立てを受け付ける、連絡、審問場所の確保その他の事務処理を中心である。仲裁人・調停人は当事者が

選任するのが原則であるが、必要に応じて規則に従いJSAAが仲裁人・調停人の選定を行うこともある。

JSAAが競技団体からもアスリートからも中立的な存在であることは紛争解決を提供する仕組みの上で極めて重要である。というのは、運営資金の大半は上記3団体からの拠出金（年に各300万円、計900万円）であることは事実であるものの、だからといって、競技団体を相手に仲裁申立てをしようとする選手側に、JSAAが競技団体の利害から独立していないのではないかとの誤解を受けることが少しでもあってはならないからである。そこで、JSAAの理事を9名とし、そのうち、6名は上記3団体が各2名を任命するものの、うち少なくとも1名は競技者又は元競技者でなければならないこととし、さらに、その6名が3名の中立理事を選任することとするという仕組みを採用している。こうすることによって、競技団体側も選手側も、さらには外部の第三者も、いずれも単独では多数意見を形成することができないことになり、中立的なJSAAの運営が確保されている（日本スポーツ仲裁機構規程14条1-3項⁽¹³⁾）。また、「日本スポーツ仲裁機構の運営及びそのもとでのスポーツ仲裁又は調停手続に関係する法律家の中立性の確保についての指針」を定めるとともに、JSAAの理事が仲裁・調停に対して不当な影響を及ぼすことのないように、理事から誓約書を徴求している⁽¹⁴⁾。

なお、JSAAの日常業務は、機構長と2名の専務理事のもとで（以上は無報酬の非常勤）、事務総長及び事務員（1名ないし2名）で構成される事務局で行っている。事務局は国立代々木競技場内にオフィスを借りている（業務時間は平日の14:00-17:00）。その他、JSAA設立以来の情報（定款、理事会議事録、会計関係資料、仲裁及び調停規則、仲裁判断を含む。）はすべて、そのホームページ(<http://www.jsaa.jp/>)において公開している。

3. 活動の概要

JSAAの活動の柱は、a. 仲裁業務、b. 調停業務、c. スポーツ法啓発業務、以上の3つである。

a. 仲裁業務

(1) 3つの仲裁規則

JSAAは、3つの仲裁規則を用意している。すなわち、2003年4月7日の設立日の理事会において、一定の競技団体の決定を競技者等が争う紛争を対象とする「スポーツ仲裁規則」を探査し、同年6月1日から仲裁申立ての受付を開始した。次に、適用対象をスポーツ紛争一般に拡大した「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」を2004年9月1日から施行した。そして最後に、「スポーツ仲裁規則」の適用対象とされてきたドーピング紛争事件を分離し、「ドーピング紛争事件に関する仲裁規則」を制定して、これを2007年7月1日から施行した。

次の表1の通り、これまでの7件の仲裁事件はすべて「スポーツ仲裁規則」に基づくものである。なお、各仲裁規則の概要については後述（IIIからV）参照。

(2) 競技団体による自動受諾条項の採択の要請

上記の3つのうち、「ドーピング紛争事件に関する仲裁規則」による仲裁は、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）の定めた「日本ドーピング防止規程（version 1.0）」を各競技団体が受諾し、その規程の中に、「日本ドーピング防止規律パネル」がした制裁措置決定に対して不服がある場合であって、国際競技大会での事件又は国際水準の競技者が関与した事件のときには、スポーツ仲裁裁判所（CAS）にのみ不服申立てをすることができ、それ以外の事件であって、JADAの定める国内水準の競技者が関与した事件のときには、JSAAに不服申立てをするとされていることに基づくものである。したがって、日本ドーピング防止規程に基づく不服申立てについては当然に仲裁合意が存在することになる。

また、「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」は、他の2つの規則の適用対象ではないすべてのスポーツ紛争を対象とする一般的なものであるが、申立料金、管理料金、仲裁人報償金はすべての日本商事仲裁協会の商事仲裁規則による仲裁と同様に設定されており、その対象はスポーツ・ビジネス紛争であると考えられる。したがって、当事者間に仲裁合意が存

表1 「スポーツ仲裁規則」による仲裁事件

事件番号 JSAA-AP- 件	事件名*	申立ての概要	結論	仲裁判断書提出の日	仲裁人の数	申立てから審理終結までの期間	審理終結から言渡しまでの期間
2003-001	ウエイトリフティング事件	除籍処分の取消	処分取消し。申立料金の相手方負担。	2003年8月4日	3名	1ヶ月ヒ 20日	14日
2003-002	テコンドー事件	ユニバシティード大会派遣選手等選考決定の取消等	請求棄却（一部は却下）	2003年8月18日	1名 (緊急仲裁)	5日	0日
2003-003	身体障害者水泳事件	強化指定選手に指定しない旨の決定の取消等	請求棄却	2004年2月16日	3名	5ヶ月ヒ 27日	12日
2004-001	馬術事件	オリンピック大会派遣選手馬法の取消等	請求棄却。しかし、申立料金及び申立人の要した費用のうち50万円の相手方負担。	2004年7月14日	3名	22日	6日
2004-002	身体障害者陸上競技事件	バラリンピック大会派遣選手決定の取消等	請求棄却（一部は却下）	2004年8月26日	3名	1ヶ月	0日
2005-001	ローラースケート事件	アジア選手権への派遣選手決定の取消	申立て却下	2005年5月6日	1名 (緊急仲裁)	10日	1日
2006-001	セーリング事件	国際オブティミスト・ティンギーの内定取消決定を取り消すよう指導勧告せよ等	請求棄却（被申立人の決定の内容確認請求については認容）	2006年11月7日	3名	1ヶ月ヒ 25日	16日
2008-001	カヌー事件	オリンピック・アジア地区予選出場選手選考決定の取消等	請求棄却（一部は却下）	2008年5月8日	1名	0日	0日

在しない限り仲裁が利用できないことは当然のことであり、格別の配慮を要するわけではない。

しかし、以上の2つの規則による仲裁に対して、「スポーツ仲裁規則」による仲裁については、仲裁合意を要することが实际上大きな障害となり、そのことが、「競技者等と競技団体等との紛争の仲裁による解決を円滑に行うための事務等を遂行することにより、スポーツ界の発展に資する」というJSAAの目的の達成を阻害することになりかねない。「スポーツ仲裁規則」の対象としている紛争は競技団体の決定を競技者が争うというものであり、両者の立場は対等ではない。確かに、紛争が生じた後に、競技団体と競技者との間でJSAAの仲裁に案件を付託するという合意をすることは可能であり、そういう例もあることは事実である⁽¹⁵⁾。しかし、そのような合意は必ずしも容易ではなく、競技者によりよい環境を提供するためには、競技者がJSAAに仲裁申立てをすれば、必ず競技団体がそれに応じて仲裁が開始されるようにしておくことが望ましい。競技団体のもとで競技活動をしている競技者にとって、競技団体の決定に不服を申立てるのはまだまだ勇気が必要なことであり、仲裁申立てに対して競技団体が仲裁に応じることを拒否し、振り上げたこぶしの持つて行き場がなくなる危険があるようでは、仲裁申立て自体をためらうことになりかねないからである。いつでも「強い味方」がいてくれるという安心感が重要である。

そこで、JSAAは、「スポーツ仲裁規則」の対象団体に対して、傘下の選手からJSAAに対してその団体を相手方とする仲裁申立てがあった場合には、常に仲裁に応じる旨の規則（「自動受諾条項」）を制定し、これを公表することをお願いする活動をしている。すなわち、趣旨説明とお願いの文書の送付、説明会の開催、競技団体の会合に参加させていただいた説明等の方法により、競技団体のご理解を求める活動である。その結果、現時点における自動受諾条項の採択状況は次の表2の通りである。

このように、自動受諾条項の採択状況は、日本オリンピック委員会・日本体育協会とその加盟・準加盟団体というトップレベルの競技者（障害者スポーツの競技者を除く）の属する競技団体については、68団体中30

表2 スポーツ仲裁自動受諾条項の採択状況

	採択済	未採択	不明	合計	採択率(%)
JOC・日体協	2			2	
JOC加盟・準加盟団体*	25	22	7	54	
日体協加盟・準加盟団体**	3	8	1	12	
小計	30	30	8	68	44.1
都道府県体協	4	40	3	47	
日本障害者スポーツ協会		1		1	
日本障害者スポーツ協会加盟・準加盟団体	9	18	18	45	
小計	13	59	21	93	14.0
合計	43	89	29	161	26.7

* 日本スポーツ芸術協会を除く。

** 重複を避けるため、JOC加盟・準加盟団体及び都道府県体協を除く。

団体で44.1%であり、それに地方の体育協会と日本障害者スポーツ協会及びその加盟・準加盟団体を合わせた161団体を分母とすると、わずか26.7%という状況である。

これまでJSAAへの仲裁申立てがあった14件中、競技団体が自動受諾条項により仲裁に応じたものが6件、そのような条項はなかったけれども仲裁に応じたものが2件であり（仲裁合意後に取り下げられたものが1件ある）、残る6件は競技団体が仲裁に応じることを拒否したものである⁽¹⁶⁾。その6件の中には、申立てをした競技者等が団体から不当な扱いを受けたと報道されているものもあり、もしそれが事実であるとすれば人権侵害とも言うべき不当な行為というべきことである。JSAAとしては、今後とも、スポーツ界の理解を得て自動受諾条項の採択を増やしていく努力を続けていくことが肝要である。

b. 調停業務

JSAAが調停業務を開始したのは2006年10月30日からである。その理由は、競技者からJSAAに仲裁案件について相談があり、仲裁に応じるか否かを競技団体に問い合わせる過程で、当該競技者と競技団体との間で

話し合いの機会が生まれて円満に解決する例があり、このような当事者間の話し合いによる和解の斡旋を正面から取り上げることに意義があるとの感触を得たためである⁽¹⁷⁾。また、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）の施行を控え、JSAAへのスポーツ界の信頼獲得のための一つの方策として、同法による認証を活用することが適切であると考えられたという理由も存在する。すなわち、同法の適用対象は仲裁業務ではなく調停業務であるため、調停業務を行うことが同法に基づく法務大臣の認証を得る前提となるからである。

実際、法務省の認証ガイドライン等に従ったスポーツ調停規則の改正等を行い、ADR法の施行初日の2007年4月2日に認証申請を行い、同年7月6日、第1号としてこの認証を受けた。

認証を受けることによって得られる直接の効果は、調停が不調に終わった場合に、当事者がその旨の通知を受けた日から1ヵ月以内に訴えを提起すれば、時効中断に関しては調停手続における請求の時に訴えの提起があったものとみなすこと（ADR法25条1項）、先に提訴されている場合でも、調停手続を優先して行う旨の当事者の共同の申立てがあれば、受訴裁判所は4ヵ月以内の期間を定めて訴訟手続を中止することができること（同法26条1項）などである。しかし、スポーツをめぐる紛争の中には、既述の通り、裁判上の請求自体ができないものも少なくないため、これらの効果はJSAAにとっての実際的なメリットとは言えない。むしろ、調停業務及び組織運営についてのADR法の厳しい基準をクリアし、かつ、今後も法務省のチェックをクリアし続ける仕組みを組み込むことにある。外部の眼による規律が自己規律に加わることによって、JSAAの健全性を保つことができ、それが結果的にスポーツ界の信頼を獲得することに繋がると考えられるからである⁽¹⁸⁾。

これまで、調停の申立ては3件あり、うち1件では相手方がこれに応じなかったために調停手続が開始せず、他の1件については調停人が選任されて調停手続が行われたものの、両当事者の和解には至らなかった。しかし、最後の1件では、和解契約が締結され、円満に終了した。

c . スポーツ法啓発業

JSAAは、実際の紛争を解決するスポーツ仲裁に関する事業のほか、スポーツ法及びスポーツ仲裁に関する教育・啓発等も事業目的としている⁽¹⁹⁾。そこで、JSAAの中に「スポーツ仲裁法研究啓発活動委員会」を設置し⁽²⁰⁾、その企画を行っている。

その柱の一つは「スポーツ仲裁法研究会」である。これは、スポーツ仲裁人・調停人候補者リストの掲載者を主たるメンバーとして、スポーツ法及びスポーツ仲裁に関する知見の向上のための研究会であり、年3回のペースで会合を開催している。これまでのテーマは、スポーツ仲裁規則やその改正、仲裁人の倫理、ドーピング問題、障害者スポーツ問題、仲裁判断の個別的論点、複数の仲裁判断から抽出された法的論点などである。毎回活発な議論が行われており、法的問題点の明確化とその解決の方向付けに資する活動となっている。

他方、啓発的な活動として、スポーツ仲裁シンポジウムを年1回のペースで企画・開催している。そのテーマを列挙すると、2004年の第1回は「アスリートの権利擁護のために」、2005年の第2回は「アンチ・ドーピングの現在」と「スポーツ団体のガバナンス」、2006年の第3回は「日本のスポーツ界に今何が求められているか」、2007年の第4回は「アンチ・ドーピングのための新たな展開とスポーツ仲裁」である。毎回、アスリートやスポーツ関係者にも登壇して頂き、スポーツ法についての周知を図る機会となっていると思われる。

III. スポーツ仲裁規則

a . 適用対象事案

スポーツ仲裁規則は、「スポーツ競技又はその運営に関して競技団体又はその機関が行った決定（競技中になされる審判の判定は除く。）について、競技者等が申立て人として、競技団体を被申立て人としてする仲裁申立て」を対象としている（2条1項）⁽²¹⁾。もっとも、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則によるべき仲裁申立ては、そちらの規則によることになるので

除外されている（同項但書）。

ここにいう「競技団体」はすべての競技団体ではない。それは、JOC、日本体育協会及び障害者スポーツ協会という設立母体、各都道府県体育協会、そして、それらの団体の加盟若しくは準加盟又は傘下の団体に限定されている（3条1項）。スポーツ仲裁規則による仲裁は、それらの「競技団体」の決定を争うものに限られるので、いわゆるトップ・アスリートだけが申立人として予定されている。スポーツ仲裁を通じてスポーツ界の透明性を高めるという目的からは、すべてのアスリートに仲裁による紛争解決サービスを提供することが理想ではあるが、資金的・人的な制約のため、現時点では、限定的なサービス提供に止まっている。

他方、ここでいう「競技者等」とは、競技者、監督、競技支援要員、及びそれらの者の属する団体を指すと定義されている（3条5項）。そして、「競技者」は「スポーツ競技における選手およびそのチームをいう」と定義され、「チームは監督その他の代表者により代表されるものとする。」とされている（3条2項）。また、「監督」とは、競技者に対してスポーツ競技に関して指揮命令をできる立場にある者、「競技支援要員」とは、コーチ、ドクター、トレーナー等、競技者のためにスポーツ競技に関与する者とそれぞれ定義されている。これらの関係者も、競技団体の決定により間接的な影響を受けるため、仲裁申立てができるようにしておくことが仲裁制度の趣旨に適うと考えられるからである。

さらに、テコンドー事件⁽²²⁾の申立人は、代表選手に選ばれなかった競技者でも、そのコーチでもなく、他の競技者のコーチであった。その申立ては、ユニバーシアード大会への選手1名・コーチ2名の派遣決定を、選手2名・コーチ1名にせよという当該競技界全体の利益の観点からのものであり、被申立人も仲裁パネルも当事者適格の点は問題としなかった。これは、競技団体の決定が当該競技界全体に一定の影響を与えるような場合には、仲裁制度の趣旨から「競技者等」の定義が広く解された事例であるということができるよう。

さて、仲裁申立てができるのは、上記の通り、競技団体の決定により影響を受ける競技者等であり、申立人と被申立人の立場は固定されている。

そのため、この規則による仲裁は、行政機関がした処分を争う行政訴訟のようなタイプの仲裁といってよいであろう。このように訴える側を固定したのは、競技団体との比較において弱者というべきアスリートが競技団体の不当な決定によって泣き寝入りしてしまうことがないようにすることこそがスポーツ界を明るくする第一歩と考えたからである。

競技団体またはその機関がした決定から「競技中になされる審判の判定」が除外されているのは（2条1条の括弧書き）、そのような判定は競技中に決着を付けなければスポーツの運営全体が円滑にできなくなるからである。したがって、競技規則に審判等に対する不服申立てが規定されていなければ不服申立てはできず、不服申立てが規定されている場合にはその限度でのみその判定を争うことができるのあって、それをさらにJSAAの仲裁に持ち込むことは認められない。

競技機関のする決定として想定されているのは、オリンピック、国体等のスポーツ大会に出場する選手の選考に関する決定、不祥事等を起こした選手に対する懲戒処分の決定である。

これまで8件の仲裁事件の紛争類型は、不利益処分の取消請求2件⁽²³⁾、代表選考決定の取消請求5件⁽²⁴⁾、強化指定選手選考決定の取消請求1件⁽²⁵⁾である。

b. 決定がされた時点

当初の規則12条（現13条に相当）は、「仲裁の申立ては、競技者が申立ての対象となっている競技団体の決定を知った日から4週間以内、またはその決定が効力を生じた日から6週間以内に日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。ただし、競技団体の規則または当事者間の合意において別段の定めがある場合はこの限りではない。」と定めていた。この規定の趣旨は、もはや実効的な解決が期待できないような事案を排除するとともに、競技団体の決定の安定性を確保することにあった。つまり、もはや紛争解決を与える意味が薄れてしまったものをいつまでも争いの対象とすることは意味がないだけではなく、競技団体の立場から見れば、いつまでも過去の決定が蒸し返される危険があることは組織の運営上支障を来

すことになりかねないからである。

しかし、JSAAの設立当初は、それまでに溜まっていた紛争（申し立てる機会のないまま、泣き寝入りになっていた紛争）もあり得るため、そういう紛争の当事者である選手にJSAA仲裁を利用する機会を与えるべく、当分の間、当時の12条の適用をしない旨の附則が設けられていた（附則2）⁽²⁶⁾。実際、2件目の仲裁事件であるテコンドー事件⁽²⁷⁾は、2003年6月19日の決定等について同年8月13日に仲裁申立てがあったものである⁽²⁸⁾。

その後、そういう当初の特殊性を考慮する必要がなくなったとの判断から、仲裁申立て受付開始から約1年後の2004年5月14日、附則2は削除された（附則3）。もっとも、当初の12条の期間制限は選手側に厳しそうのではないかとの意見に従い、同日施行の規則改正により、現13条は、「仲裁の申立ては、競技者等が申立ての対象となっている競技団体の決定を知った日から6ヶ月以内、またはそれを知らなかった場合には、その決定をした日から1年以内に日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。ただし、競技団体の規則または当事者間の合意において別段の定めがある場合はこの限りではない。」と定めている。

c . 申立料金

上記の通り、競技者等が競技団体の決定を争うタイプの紛争に限定したことから、申立人に経済的負担ができるだけかけないように、申立人は申立料金5万円を負担するだけでよく⁽²⁹⁾、それ以上にJSAAに費用の支払いをする必要はないこととしている⁽³⁰⁾。ただし、競技者等も競技団体も、自分のための代理人として弁護士を使う場合の費用は、その自己負担となる。

なお、例外的にではあるが、競技団体については、スポーツ仲裁パネルが仲裁判断においてする命令により、JSAAが仲裁手続のために要した費用や仲裁人報償金の全部又は一部をJSAAに対して支払うことを命じられる⁽³¹⁾、また、申立人である選手が負担した費用（申立料金5万円を含む。）の全部又は一部を競技団体から選手に対して支払うことを命じられることがある⁽³²⁾。これは、競技団体のした決定があまりにも不当であるような場合

には、JOC等3団体の拠出金を中核にして運営されているJSAAが費用負担をすることが適切でないこともあります、それにも増して、不当な決定で不利益を受けた競技者等が費用負担をするのは不適切であると仲裁人が判断することを認めるものである。これまで、この規定に基づき、ウエイトリフティング事件⁽³³⁾において申立費用5万円が競技団体の負担とされ、また、馬術事件⁽³⁴⁾においては、申立費用5万円と申立人が要した弁護士費用の一部として50万円の支払いが競技団体に命じられている。

d . 仲裁合意

仲裁である以上、仲裁合意がすべての出発点である。慎重に合意することを確保するとともに、合意の有無が後日争いになることを避けるため、規則上、合意は書面その他意思を明確に示す方法でしなければならないこととされている（2条2項）⁽³⁵⁾。その合意がされるべき時点は、紛争発生前でも発生後でもよい。しかし、紛争発生後の合意は必ずしも容易ではなく、また、アスリートが仲裁申立てを決意すれば仲裁手続が必ず開始されることにしなければ、申立てをすることをためらうことも予想されるため、予め、競技団体側が選手からの仲裁申立てがあればこれに応ずることを規則等で定めておくことが望ましく、JSAAとして競技団体にそのような自動受諾条項の採択を要請していることは既述の通りである（II. 3.a (2))。

この点、規則においては、「この規則は、競技団体の規則中に競技者等からの不服申立て等についてスポーツ仲裁パネルによる仲裁にその解決を委ねる旨を定めている場合において、その定めるところに従って競技者等が申立人として、競技団体を被申立人とする仲裁申立てをしたときにも適用される。この場合には、仲裁申立ての日に前項の合意がなされたものとみなす。」と規定している（2条3項）。これは、競技団体と競技者等との間で事前の合意をしておくのではなく、裁判所に提訴することも可能な紛争であれば、競技者等の側に裁判所に提訴するか、JSAAの仲裁を申し立てるか、その他の紛争解決手段を用いるかというオプションを与えることを前提とするものである。ただし、競技団体と競技者等との間において事

前に仲裁合意をすることまでも排除するわけではなく、そのような合意があれば、2条2項の合意があるものとして扱うことになろう⁽³⁶⁾。

自動受諾条項としては、「当団体が競技者についてする決定に対する競技者の不服については、日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則による仲裁により解決するものとする。」という直接にJSAA仲裁で紛争解決をするもののほか、まずは、競技団体内部の不服審査委員会のような機関で審査の上、判断を示し、さらにそれに不服がある場合にはJSAA仲裁で解決するという2段階のものでもよい。もっとも、スポーツに関する紛争は一般に短時間に解決をしなければ意味がなくなってしまうものが多いため、競技団体内部での不服審査手続は迅速に判断を示すことが望まれる。

e. 仲裁人及び仲裁パネル

仲裁合意に基づく仲裁申立てがあると、通常の案件では、3名の仲裁人で構成される仲裁パネルが設置される。

「仲裁人は、独立して、公正かつ迅速に事案の処理にあたらなければならぬ。仲裁人は、当事者により選定された仲裁人であっても、当事者から直接に報酬その他の利益を得てはなら」ず（20条1項）、疑義をもたれかねない事情があれば、予め開示することが求められる⁽³⁷⁾。

アスリートにとっても競技団体にとっても、案件の解決を委ねる仲裁人として誰が適任であるかを判断することは困難であり、他方、仲裁人になるべき法律家の中でも、スポーツ法についての知見があり、スポーツ仲裁に明るい人材は限られているため⁽³⁸⁾、適任と思われる法律家の名簿を用意して当事者に情報を提供することが必要であろう。そこで、規則によれば、JSAAは、仲裁人候補者リストを用意するものとされ、原則として、仲裁人はこのリストから選任される⁽³⁹⁾。ただし、「当事者の選定する仲裁人については、日本スポーツ仲裁機構が特に合理性があると認める場合はこの限りではない。」との例外が認められており、このリストは仲裁人を限定する拘束的なものではない⁽⁴⁰⁾。

3名の仲裁人で仲裁パネルを構成する場合、各当事者が1名の仲裁人を選任し、そうして選任された2名の仲裁人が協議して3人目の仲裁人（仲

裁人長）を決定することになる。当事者が、JSAAからの仲裁申立て通知の発信日から2週間以内に仲裁人を選任しない場合には、JSAAが代わって仲裁人を選任する⁽⁴¹⁾。

f. 仲裁手続

スポーツ紛争は、その性質上、迅速な解決が求められる⁽⁴²⁾。しかし、他方で、手続は、当事者間の公平を確保しつつ、公正かつ適正に進める必要がある。そのバランスを規則では次のようにとっている。

申立人は、仲裁申立てにおいて、氏名等当然に記載すべきこととともに、「請求の趣旨（求める救済内容）」、「必要がある場合には、申立ての対象となる決定の執行停止その他の暫定措置の請求およびその具体的な理由」、「紛争の概要」及び「請求を根拠づける具体的な理由および証明方法」の記載が求められる⁽⁴³⁾。これは、被申立人に申立人が何を争おうとしているのかを知らせ、答弁書の作成、審問での議論の準備をすることを可能とするためのものである。形式は特に定められていないが、その趣旨に沿って必要十分な記述が求められる。実務上は、JSAA事務局による記載の補充要請等が行われることがある。

JSAAは、仲裁申立てが要件を具備していることを確認した上で、被申立人にこれを転送するとともに手続について説明する（15条）。被申立人は、JSAAからの仲裁申立て通知の発信日から3週間以内に、答弁書を提出しなければならない（16条）。その答弁書には、上記の仲裁申立ての規定事項に対応して、「答弁の趣旨」、「紛争の概要」及び「答弁の具体的な理由および証明方法」の記載が求められる⁽⁴⁴⁾。これらを記載する趣旨も上記の申立てにおける対応する事項の記載についてと同じである。

通常は、このような文書のやりとりと並行して、既述の仲裁人の選任手続が行われる（III.d）。

当事者は補充の主張書面を提出することができ（29条1項前段）、また、仲裁パネルは、事案を明確に把握し、当事者にとっても十分な準備を可能とするため、JSAAを介して⁽⁴⁵⁾、当事者に質問状を送付する等の手続を行う（29条1項後段）。その上で、実際に当事者間及び仲裁パネルと当事

者間の直接のやりとりを行うため、必ず審問を開く必要がある（28条1項）。仲裁手続およびその記録は、非公開である（37条1項）。また、仲裁人等には守秘義務が課されている（37条3項）

g. 仲裁判断

仲裁パネルは、手続が仲裁判断に熟すると認めて審理を終結した日から、原則として、3週間を経過する日までに仲裁判断をしなければならない（42条1項）。実際の事案での仲裁申立てから仲裁判断言渡しまでの期間は、表1の通りである。

なお、身体障害者水泳事件⁽⁴⁶⁾において、申立てから仲裁判断言渡しまでに長期間を要したのは、①相手方となった競技団体の規則には自動受諾条項はなかったので、その団体が仲裁付託に合意する旨の意思決定をするための理事会が開催され、その結果、合意することになったのが1ヶ月と10日後であったこと、②強化指定選手に指定されなかつたことが争いの対象であったため、大会開催が間近に迫っている事例に比べて時間的余裕があったこと、③申立人自身の都合により、一旦設定された審問期日（11月9日）がキャンセルされ、その2ヶ月と9日後に審問が開催されたこと等の事情によるものである。

仲裁判断が従うべき準則は、「競技団体の規則その他のルールおよび法の一般原則」であるが、「法的紛争については、適用されるべき法」に従つた判断がされなければならない（43条）⁽⁴⁷⁾。

h. 緊急仲裁手続

特に緊急を要する案件については、緊急仲裁手続が用意されている。「日本スポーツ仲裁機構が事態の緊急性または事案の性質に鑑み極めて迅速に紛争を解決する必要があると判断したとき」にこの手続によることとされ（50条1項）、原則として、1名の仲裁人により迅速に手続が進められる⁽⁴⁸⁾。これまでの7件のうち、テコンドー事件⁽⁴⁹⁾、ローラースケート事件⁽⁵⁰⁾、カヌー事件^(50a)の3件がこの緊急仲裁手続として行われたものである。

テコンドー事件は、2003年8月21日から韓国で開催されるユニバシ

アード大会への派遣選手選考について、JOCの7月12日の決定の取消等を求めて、8月13日に仲裁申立てが、JOCの自動的仲裁付託条項に基づいてされたものであり、大会開催まで8日しかなかった。そのため、同日、JSAAは緊急仲裁手続によることとして単独仲裁人を選任し、仲裁人の指揮のもと、8月15日にJOCから答弁書が提出され、8月18日13:00から18:00まで審問が行われ、その夜、仲裁判断が下された。

ローラースケート事件は、2005年5月10日から韓国で開催されるアジアローラースケート選手権への派遣選手選考についての日本ローラースケート連盟の4月19日の決定の取消等を求めて、4月26日に仲裁申立てがあつたものである。大会開催までに2週間程度しかないため、JSAAは緊急仲裁手続によることとした。しかし、この案件では、競技団体の内部手續が終了していないことを理由に競技団体が仲裁に応じなかつたため、本案についての判断は示されず、申立てを却下する決定が5月6日に出された。

カヌー事件は、2008年5月9日に開催される北京オリンピック・アジア地区最終予選会への女子カヤック4の出場選手をA・B・C・Dとする旨の日本カヌー連盟の選考決定が同年5月2日にされたのに対し、X選手がこの決定を取消し、自分を4人のうち1人に選考するよう求めたものである。XからJSAAに仲裁申立てについて相談があつたのが5月7日であり、JSAAとして緊急仲裁手続によることとし、関係者がすべて競技会の開催されていた石川県に集まっていることから、関西地区在住であつて、翌日の予定をキャンセル可能な仲裁人候補者を暫定的に選任した（翌月、正式に選任）。そして、5月8日の正式な仲裁申立書の提出、即日、仲裁手続、夕刻には申立棄却の仲裁判断というまさに緊急手続が行われた。

なお、身体障害者陸上競技事件⁽⁵¹⁾については、事案の複雑さから3名の仲裁人により構成される仲裁パネルでの判断が適当であるとの判断から、JSAAとしては緊急仲裁手続にするとの決定はしなかつたが、争いの対象となっていた大会であるパラリンピック開催が迫っていることから、事実上、緊急仲裁に準じた手続による旨の合意がされた。

i . 仲裁人報償金

この規則における仲裁人には、その法律家としての能力、時間と労力の投入量等に鑑みると、少額な対価が支払われるだけである。スポーツ仲裁人報償金規定2項によれば、「仲裁人報償金は、原則として1事案5万円とする。日本スポーツ仲裁機構は、仲裁人の経験、事案の難易度その他の事情を考慮して10万円までの範囲内で増額を決定することができる。」とされている。これまでの事案では、緊急仲裁事件において7万5000円を支払った例があるだけであり、その他は各仲裁人に5万円の支払いであった。公益活動であるとの説明もできようが、優秀な法律家を継続的に確保するためには、JSAAとしては、もう少し報償金を増額できる財政基盤の確立に努力する必要があろう。

IV. ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁

a . 「日本ドーピング防止規程」との関係

ドーピング紛争は、既述の通り、JSAA設立の動機の一つであり、当初は「スポーツ仲裁規則」の適用対象となっていた。しかし、その後のアンチ・ドーピング運動の動きに対応して、現在は「ドーピング紛争に関する仲裁規則」が特に制定されている。

その動きとは、日本が2007年2月1日から、2005年10月19日にパリで採択された「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の適用対象国となり（2007年1月18日外務省告示25号）、文科省の「スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン」（同年5月9日）を受けて、財団法人日本アンチ・ドーピング機構が、それまでのルールを改定して、「世界アンチ・ドーピング規程（The World Anti-Doping Code）version 3.0」に準拠した「日本ドーピング防止規程（version 1.0）」を定め、2007年7月1日に施行したことである。

この日本ドーピング防止規程によれば、ドーピング検査の結果、クロ判定があると、日本ドーピング防止規程8条により指名される委員により構成される「日本ドーピング防止規律パネル」が同10条に基づいて制裁措

置を決定するとされ、これに不服があれば、仲裁によって解決されることとされている（同13条）。すなわち、規律パネルの決定に不服がある際には、

(1) 国際競技大会における競技会で発生した事件又は国際水準の競技者が関与した事件の場合には、当該決定は、ローザンヌに本部を置くスポーツ仲裁裁判所（CAS）にのみ不服申立てをすることができ（13.2.1）、(2) 日本アンチ・ドーピング機構により定められる国内水準の競技者であって、(1)に基づいて不服申立てをする権利を有さない者が関与した事件の場合には、当該決定は、日本スポーツ仲裁機構に不服申立てをすることができる（13.2.2）とされているのである。

この規程の施行に合わせ、この13.2.2に対応して、JSAAは「ドーピング紛争に関する仲裁規則」を同日に施行した。

b . 適用対象事案

ドーピング紛争に関する仲裁規則は、その適用対象について次の通り定めている。

「第2 条 （この規則の適用）

- 1 この規則は、日本ドーピング防止規程に基づいて次の団体がした決定に対する不服申立てを対象とする。
 - 一 日本アンチ・ドーピング機構
 - 二 日本ドーピング防止規律パネル
 - 三 財団法人日本オリンピック委員会
 - 四 財団法人日本体育協会
 - 五 財団法人日本障害者スポーツ協会
 - 六 都道府県体育協会
 - 七 国内競技連盟
- 2 この規則による仲裁の申立てには、少なくとも次の者を含む。
 - 一 仲裁申立ての対象となっている決定において対象とされている競技者その他の者
 - 二 仲裁申立ての対象となっている決定がされた事案における関

- 係者（第1号に掲げる者を除く。）
- 三 不服申立ての対象となっている決定の対象者又は事項に関する国内競技連盟及び国際競技連盟
 - 四 財団法人日本オリンピック委員会
 - 五 財団法人日本体育協会
 - 六 財団法人日本障害者スポーツ協会
 - 七 日本アンチ・ドーピング機構
 - 八 第1号に定める競技者その他の者が服する日本アンチ・ドーピング機構以外の国内ドーピング防止機関
 - 九 世界ドーピング防止機構
- 3 この規則による仲裁においては、日本ドーピング防止規律パネルは被申立人とはならない。」

日本ドーピング防止規律パネルの決定を受けて競技団体が追加的な決定をする場合もあり得るので、対象とする決定の主体にはこれらの団体も含めている。2条3項において日本ドーピング防止パネルを被申立人から除外しているのは、その性格上、自らの決定を防禦する立場ではなく、日本アンチ・ドーピング機構が防禦することを予定したものである。

c. 仲裁合意

仲裁合意については、「本規則に基づく仲裁については、日本ドーピング防止規律に基づいて不服申立てを行う限りにおいて、仲裁合意は存在しているものとみなす。」とされており（4条）、この限りでこの仲裁は制度的なものとなっている。

d. 刑事法的性格

ドーピングに関しては刑事的な色彩があることが特徴である。すなわち、規律パネルの処分が寛大すぎると考えれば、世界アンチ・ドーピング機構⁽⁵²⁾や国際競技連盟が検察官のように不服申立てをするとできるとされている。また、JSAAのもとでの国内レベルの競技者のドーピング事件につ

いての仲裁判断であっても、「日本ドーピング防止規律」13.2.3の後段によれば、世界ドーピング防止機構及び国際競技連盟は、これに不服があればスポーツ仲裁裁判所（CAS）へ申立てを行うことができるとされており、JSAAのもとでの仲裁判断は「スポーツ仲裁裁判所への申立てが可能な期間が経過するまで、又は実際にそこへの申立てがされた場合」には、最終的かつ拘束力を有するものとはならないこととされている（ドーピング紛争に関する仲裁規則53条）。これらのこととは、ドーピング問題が世界の関心事項であって、A国 の選手がシロであったとのA国 の仲裁判断では国際的な信頼は得られないということを示している。同じくスポーツをめぐる紛争の中でも、A国 の代表選手選考をめぐるトラブルはA国 の問題にすぎず、国際的関心を呼ばないと対照的である⁽⁵³⁾。

以上のほか、申立料金等を含めて、スポーツ仲裁規則とほぼ同じ手続が適用される。

なお、日本ドーピング防止規律の施行後、ボディビル、チェス、セーリング、綱引競技、障害者水泳、ウエイトリフティング等の選手について規律パネルはドーピング違反を認定して資格停止を決定しているが、不服申立ての例はない。

V. 特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則

a. 適用対象事案

上記の「スポーツ仲裁規則」の適用範囲が限定されているため、仲裁申立ての問い合わせがあっても、JSAAとしては対応できないことが少なくないことから、対象事案の拡大が検討された。しかし、JSAA設立時に対象事案を限定する理由とされた財政的・人的問題は解決されていないため、スポーツ紛争であれば限定なく受け付けるための規則を設けるものの、一般の商事仲裁並みの費用を徴収することになった。これが「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」である。

「特定仲裁合意」という文言が入っている理由は、対等の当事者間での仲裁合意があることが予定されているからである。すなわち、「スポーツ

仲裁規則」が、典型的には、競技団体がその規則に自動受諾条項を盛り込んでおき、選手からの仲裁申立てがあれば、それに応ずるというタイプの制度的な仲裁を対象としているのに対して、「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」が想定している紛争のタイプは、スポーツ・ビジネス紛争（競技団体とスポンサー企業の紛争や、大会の放映をめぐる紛争など）、有名選手とスポンサー企業との間の紛争、競技団体間の紛争などである。もちろん、「スポーツ仲裁規則」が競技団体を限定していることから、それによる仲裁の相手方とすることができない競技団体に対して選手が申立てる仲裁もこちらの規則の対象となり、それを排除するものではないが、費用等の関係であまり利用はされないと予想される。

スポーツ・ビジネス紛争等が実際にJSAAに持ち込まれるためには、当事者間の契約交渉段階で、JSAAの仲裁を紛争解決として利用する旨の合意ができて、その条項が盛り込まれることが必要であり、その上で実際にその条項の適用対象となる紛争が生じて仲裁申立てがなされなければならない。そのため、当分の間、申立てがないのは当然であり、事実、現在までのところこの規則に基づく仲裁申立てはない。JSAAとして、これらのタイプの紛争解決条項としてJSAA仲裁の有効性をアピールしていく必要がある。

b. 仲裁申立料金・仲裁費用・仲裁人報償金

「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」の適用対象事案は上記の通りであることから、ビジネス紛争の仲裁を扱っている日本商事仲裁協会の仲裁料金規程に準拠した料金規程を設けている（特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁・仲裁料金規程3条）。すなわち、申立料金は52,500円とあまり変わらないが、これに加えて、JSAAに管理料金を支払う必要がある。その金額は、請求金額に応じて決まる仕組みとなっており、請求金額が500万円以下の場合は21万円であり、50億円を超えると、1470万円となるように、増加率は通減する計算式となっている。また、請求の経済的価値の算定ができないか、またはそれが極めて困難である場合には、管理料金は、各々の請求ごとに105万円である。

他方、仲裁人報償金についても日本商事仲裁協会の仲裁人報償金規程に準拠している。すなわち、基本的な計算式は「時間単価×仲裁時間」である。ただし、事件の難易、審理の迅速性、各仲裁人の事情、第三仲裁人の機能その他の事情を考慮して、別に定められている上限額の範囲内でJSAAが個別事案ごとに決定することとされている（特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁・仲裁人報償金規程2条）。ちなみに、上限額は、単独仲裁人の場合、請求金額が2000万円以下の場合はその額の10.5%（500万円の場合は52万5000円）である。

VI. スポーツ調停

a. 趣旨・目的

スポーツ調停は、「スポーツに関する紛争についての当事者間の話し合いの場に調停人が臨席し、公平な第三者として助言等を適宜することによって、当事者が円満な和解に迅速に至るようあっせんする」ことを目的とするものである（特定調停合意に基づくスポーツ調停規則1条）。スポーツ紛争の中には、判断権者として仲裁人を選定して、その判断を最終的かつ拘束力あるものとして受け容れることを合意して行う仲裁による解決が相応しいものとは別に、当事者間の話し合いによる和解を行う方がよい場合もあり、その和解案を模索していく際に第三者にあっせん者の立場で加わってもらうことにより円滑に手続が進むということもある。JSAAのスポーツ調停は、既述のように2006年10月にスタートし、2007年4月に「裁判外紛争処理の利用の促進に関する法律」に基づく法務大臣の認証を得るために規則改正を行う等の措置を講じられた。

仲裁の申立ては一方の当事者が5万円の申立料金を負担して単独で行うのに対して、調停についても先にアクションを起こす方が申立人とされるが、調停手続自体は、両当事者が各2万5000円の調停申立料金・調停応諾料金⁽⁵⁴⁾を負担してはじめて開始する仕組みとなっている（同規則11条2項）。調停手続は話し合いの場の設定に意味があり、被申立人がこれに応じる姿勢を見せないとときには、手続を行う意味がないからである。

b. 適用対象事案

スポーツ調停の適用対象事案は「スポーツに関する紛争」全般である。ただし、2条2項は次の通り定めている。

「第2条（適用範囲）

- 1 ...
- 2 前項の規定にかかわらず、次の紛争については、事実関係について当事者双方が確認し、理解することの手助けをすることを目的とする手続のみを行い、その限りでこの規則を準用する。
 - a 競技中になされる審判の判定に関する紛争
 - b スポーツ競技又はその運営に関して競技団体又はその機関がした懲戒処分決定に関する紛争」

つまり、このa及びbのような紛争については、当事者間限りで和解をしてしまうことは公正性・透明性の観点から妥当ではないと考えられるため、調停手続においては、紛争の基礎にあるかもしれない「事実関係」を当事者双方が確認し、理解する手助けを調停人が行う限度でのみスポーツ調停手続を利用できることとされているのである。

c. 調停人の選定その他

調停においては最終的に両当事者が和解に至ることが目的とされるので、仲裁における以上に、両当事者の合意に重きが置かれる。そのことは、調停人の選定において以下のような形で表れている。すなわち、両当事者が特定の調停人に合意している場合には、原則としてその者を調停人とする（15条）。これに対して、そのような合意がない場合には、JSAAが予め用意したスポーツ調停人候補者リストから複数の者を特定して、それらの者を記載したリストを各当事者に送付し、これを受領した各当事者は7日以内に、異議のある候補者については×印を、他の候補者については調停人への就任を希望する順位を付してJSAAに返送する。JSAAは、その回答を考慮して調停人を選定し、これを各当事者に通知するが、当事

者がこの候補者の選定に異議があるときには、5日以内にその旨、理由を添えてJSAAに連絡する。この連絡を受けたJSAAは、調停人を別の者に差し替えるか否かを決定し、維持する場合にはその旨を、差し替える場合には新たな調停人を両当事者に通知するが、必要がある際には、リストの作成・送付からやり直す。そして、両当事者がJSAAから通知を受けた調停人を受け容れた場合又は当事者からの異議にかかわらずJSAAが最終的なものとして調停人を決定した場合、調停人が定まることになる（以上についてより詳しくは16条参照）。

d. 非公開性

調停については、仲裁以上に秘密が守られている。すなわち、スポーツ仲裁規則によれば、仲裁手続に関する事項については守秘義務が課せられているが、その仲裁判断については、申立人等の氏名は秘すが、被申立人である団体名は実名のまま公表されることとなっている⁽⁵⁵⁾。これに対して、調停については、JSAAは、「調停手続の結果については、両当事者の承諾を得て、当事者の特定ができないような形で、事案の概要、解決方法等を公開することができる（統計的な数字の公表には当事者の承諾を要しない。）」という扱いとなっている（20条2項）。これは、秘密が守られることによってこそ、調停を行うインセンティブが当事者に生まれ、和解の可能性も高まると考えられるからである。

VII. おわりに --- 今後の方向

1. CASとの比較

以上の通り、JSAAは発足以来5年間を経過し、8つの仲裁判断と2件の調停手続を行ってきた。また、スポーツ仲裁シンポジウム等の活動を通じて、スポーツ法の普及・発展にも努力してきた。しかし、これまでの実績を振り返ると、JSAAが果たしてきた役割はあまり大きいものとはいえないであろう。

ローザンヌに本部を置くCAS（スポーツ仲裁裁判所）は、表3の通り、

2004年以降、ほぼ毎年200件を超える仲裁申立てがあり、仲裁判断もほぼ100件以上言い渡されている。しかし、そのCASも1986年の発足から5年間の仲裁申立て件数は年一桁であり、その後10年間までの期間を見ても、20件には達していなかった。日本では、日本商事仲裁協会のビジネス仲裁の件数でさえ、年に20件に満たない状況であるので、JSA Aの仲裁件数が初期の低迷期を乗り越えれば飛躍的に増大していくという予測を立てることはできないものの、まだ初期の段階であって、今後のスポーツ界への働きかけ次第で、より活発な活動になっていく余地はあると考えられる。

ただ、JSAAの存在が競技団体の行動を間接的にコントロールしているという事実も見逃すべきではない。すなわち、自動受諾条項を採用している競技団体はもちろん、そのような条項を採択していない競技団体であっても、透明性を高くし、公正・公平なルールに基づき、適正な手続に従った選手選考や懲戒処分の決定を行うという意識が浸透しつつあるように思われる。競技者等の側からクレームが出されると、前者の団体では自動受諾条項に従って当然に仲裁に移行し、後者の団体にとっても、マスコミ等の監視がある以上、正当な理由なく仲裁に応じないことが困難となりつつある。そうすると、競技団体としては、そのような帰結に至らないように配慮することになるのが自然の流れであろうと推察されるからである⁽⁵⁶⁾。

2. 法的整備の要否

アメリカでは、1978年にAmateur Sports Actが制定され、それが1998年にTed Stevens Olympic and Amateur Sports Actに置き換えられて今日に至っている⁽⁵⁷⁾。この法律により、スポーツの各分野についてオリンピック代表選考等の権限を有する特定の機関が一定の要件に基づいて指定され、その機関を監督するとともに、その機関の決定に対して選手が外部の機関（アメリカ仲裁協会（AAA）とされている）に仲裁を申し立てる 것을 보장하는仕組みが確立している。この法律の最大の目的はスポーツ振興であるが、それと同時に、選手選考等をめぐって多くの紛争が生じた経験から、法律上、選手選考資格を有するNGB（National

表3 CASへの仲裁申立て件数と仲裁判断数の推移

*CASのホームページの資料による

(<http://www.tas-cas.org/d2wfiles/document/437/5048/0/stats2007.pdf>)。

年	仲裁申立て件数	仲裁判断数
1986	1	1
1987	5	2
1988	3	0
1989	5	1
1990	7	1
1991	13	4
1992	19	12
1993	13	6
1994	10	5
1995	10	6
1996	20	16
1997	18	10
1998	42	33
1999	32	21
2000	75	60
2001	42	28
2002	83	70
2003	107	82
2004	271	178
2005	194	132
2006	204	119
2007	252	62
Total	1426	849

Governing Body) はその定款に紛争をAAAの仲裁で解決する旨定めておく義務があるという形で、スポーツ紛争に法的救済メカニズムを導入したのである⁽⁵⁸⁾。

日本でもこの種の法律の整備を検討すべきであろうか⁽⁵⁹⁾。トップ・アスリートを統括する競技団体に公的資金が補助金として投入され、社会的関心も極めて高いことに鑑みれば、少なくともそのような競技団体については、グッド・ガバナンスを確立させるために、法律によって自動的仲裁付託条項の採用を義務化することも考えられないわけではないであろう。

ただ、法律による義務化は最後の方策として考えるべきであり⁽⁶⁰⁾、本的には、スポーツ界の自発的な動きによって達成することが望ましいことはいうまでもない。この点は、広くスポーツ界の意見と外部の意見を聞きながら考えていくべきであろう。

3. ガイドライン（案）

最後に、本稿で主として検討の対象としてきた場合、すなわち、競技団体がアスリートに特定の地位を与え又はそれを奪う決定等をする場合に、競技団体が制定すべきルールとその適用、さらには決定に対する不服申立てのあり方について、ガイドライン（案）を示してまとめたい。

競技団体がアスリートに特定の地位を与え又はそれを奪う決定等をする場合のルールの制定等に関するガイドライン（案）

このガイドラインは、競技団体がする特定の大会への選手の選考、強化指定選手の選考、不祥事を理由とする処分等に関する決定をする際に遵守すべきルールについてのガイドラインを定めるものである。

1. ルールの制定

- (1) 決定が準拠するルールを制定しなければならない。
- (2) 前項のルールは、最低限、次に定める基準を確保したものでなければならない。

- a) 適用される法令、上部団体の規則等を遵守すること。
 - b) 競技の特性に応じた合理的なものであること。
 - c) 決定に関与する者の主観的・恣意的な要素をできる限り排除すること。
 - d) 特定の地位を与える決定の場合には、対象となる可能性がある者が公平に評価される機会を与えること。
 - e) 人種、宗教その他の事項に基づいて、特定の者を不合理に差別するものでないこと。
- (3) 前項の規定は、選手育成の観点を取り入れた基準の設定等、合理性を説明できる基準によることを妨げるものではない。
 - (4) (2) 及び (3) は、競技の特性に応じた裁量的な判断を可能とするルールを排除するものではない。

2. ルールの公表

- (1) ルールは、その内容が決定の対象となる可能性のある者に正確に伝わるよう合理的に公表しなければならない。
- (2) 新たなルールの適用対象者がそのルールに対応するために一定の期間を要する場合には、そのルールの公表から実施までの間に合理的な期間を置かなければならない。

3. ルールの適用

- (1) 決定は、事前に公表したルールに従って行われなければならない。公表したルールの一部のみを適用し、又は、公表していないルールを追加して適用してはならない。
- (2) 単独又は少数の者がその主観的判断のみに基づいて恣意的にルールを適用してはならない。

4. 結果の公表又は通知

ルールの適用の結果は速やかに合理的な方法により公表し又は対象者に通知しなければならない。

5. 不服申し立てについての措置

- (1) 決定に何らかの瑕疵がある場合にはそれを取り消す手続を定めなければならない。
- (2) 決定に不服を抱く者に対しては、日本スポーツ仲裁機構その他適切な第三者機関における仲裁等により、決定を争う途を用意しなければならない (*)。
- (3) 前項に定める紛争処理手続に付託するに先立ち、決定に不服を抱く者の主張を聴き、その決定を再検討する手続を内部的に設けることは妨げない。

(*) 紛争処理手続における判断

これまでの日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則に基づく仲裁において示されてきた基準によれば、競技団体の決定に対するアスリートからの不服申立ては、次のように処理される。

- (1) 競技団体の運営に一定の自律性が認められ、その限度において仲裁パネルは国内スポーツ連盟の決定を尊重する。
- (2) しかし、下記のいずれかに該当する場合には競技団体の決定は取り消されることになる。
 - a) 対象となる決定が準拠している規則が法秩序に反するか著しく合理性を欠き無効である場合
 - b) その決定が自ら制定した規則に違反している場合
 - c) その決定が規則違反とまではいえなくとも著しく合理性を欠いている場合
 - d) 決定に至る手続に瑕疵がある場合

[注]

※ 日本スポーツ仲裁機構機構長・早稲田大学大学院法務研究科教授・弁護士（長島・大野・常松法律事務所）。なお、本稿は筆者の個人的見解に基づくものであり、機構その他の意見を示唆するものではない。

- (1) 2006年10月3日、日本スケート連盟の元会長・元専務執行が不正経理による背任容疑で逮捕され、翌年3月27日に東京地裁により、懲役3年執行猶予5年・懲役2年執行猶予4年の刑を言い渡された事例はその最も極端な例の一つである。
- (2) 東京地判平成6年8月25日（判時1533号84頁）は、日本自動車連盟に対するペナルティー決定の取消し等を求める選手からの訴えを、「法律上の争訟」に該当しないとの理由で却下したものである。他方、東京地判昭和63・2・25（判時1273号3頁）は、全日本柔道連盟に対して世界大会代表選考の基準が不当なものであったことによる慰謝料請求を認めている（選手一人あたり5万円）。なお、そのほか、JSAAのHPの「ボクシング問題について」<http://www.jsaa.jp/release/boxing_1.html>参照（裁判所法3条の適用についての青山善光教授の鑑定意見書も掲載されている）。裁判所法3条とスポーツ仲裁との関係については、道垣内正人「スポーツ仲裁をめぐる若干の論点」仲裁とADR 3号79頁参照。
- (3) たとえば、東京地判昭和63・2・25（判時1273号3頁）は、（財）全日本柔道連盟が世界大学柔道選手権大会への日本代表選考に関して一部の選手を競技会から締め出したのは違法であるとして元競技者である原告に慰謝料各5万円の支払いを命じているが、この判決は提訴から4年を経て下されたものであった（一部控訴されたようであるが、その後のことは不明）。また、ボクシングに関する東京地判平成18・1・30（判時1239号267頁）も同様に時間を要している。この後者の事件は、JSAAへの仲裁申立てがされたものの、競技団体側がこれに応じなかっただため、裁判所に持ち込まれたものである。この経緯については、前掲注(2)記載のJSAAのHP参照。
- (4) JSAA発足時のものとして、道垣内正人「日本スポーツ仲裁機構が活動開始」OLYMPIAN 2003年7月号8-9頁、同「日本におけるスポーツ仲裁制度の設計—日本スポーツ仲裁機構（JSAA）発足にあたって」ジュリスト1249号2-5頁〔2003〕、同「日本スポーツ仲裁機構（JSAA）」法学教室276号2-3頁〔2003〕参照。発足後1年弱の段階のものとして、菅原哲朗「動き出したスポーツ仲裁制度」自由と正義2004年2月号50頁、発足後3年の段階のものとして、道垣内「日本スポーツ仲裁機構3年間の総括と若干の論点についての考察」（上智大学の法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム）<http://lawschool.cc.sophia.ac.jp/keisei_project/project/pdf/002_dogauchi.pdf>がある。そのほか、英文のものとして、Masato Dogauchi, The Activities of the Japan, Sports Arbitration Agency, in IAN BLACKSHAW/ROBERT SIEKMANN/JANWILLEM SOEK, THE COURT OF ARBITRATION FOR SPORT 1984-2004, pp.300-312 (T.M.C.Asser Press, 2006) 参照。
- (5) [http://wwwsoc.nii.ac.jp/jsla/\]/mokujii.htm](http://wwwsoc.nii.ac.jp/jsla/]/) 参照。
- (6) たとえば、齋藤健司「フランスにおけるスポーツ紛争処理制度の形成」日本スポーツ法学会

- 年報9号139頁（2002）参照。また、同学会にはADR研究専門委員会が設置されている。
- (7) JOCと日本体育協会を中心となって1996年に設立された「アンチ・ドーピング体制に関する協議会」の報告書である。もっとも、そこではCASのアジア支部を日本に設置することが念頭に置かれていた。
- (8) 世界的なアンチ・ドーピング強化の動きは、1998年夏のフランスの自転車競技会におけるドーピングの大量摘発が直接の引き金となって、1999年11月に「世界アンチ・ドーピング機構（World Anti-Doping Agency:WADA）」が設立され<<http://www.wada-ama.org/en/>>、そのもとで、アンチ・ドーピング・コードが作成されている。
- (9) 2001年9月に「（財）日本アンチ・ドーピング機構」（JADA）が設立されている（<http://www.anti-doping.or.jp/>）。
- (10) 中立性確保のために、1994年にIOCから独立して「スポーツ仲裁国際理事会（International Council of Arbitration for Sport : ICAS）」に移管されている。CASについては、<http://www.tas-cas.org/> 参照。
- (11) 小田滋「長野オリンピックにおけるスポーツ関連紛争の解決—スポーツ仲裁について—」ジュリスト1127号94頁（1998）、小寺彰「スポーツ仲裁裁判所」法学教室212号2頁（1998）参照。CASは、法律上はローザンヌを仲裁地とし、スイス法を仲裁手続準拠法とする仲裁であり、長野オリンピックの際も日本で実際の審理は行われたが、あくまでもスイスを仲裁地としている。
- (12) この背景には、シドニー・オリンピックへの水泳選手選考からもれた千葉すず氏が2000年5月に日本水泳連盟を相手取ってCASに申し立てた仲裁事件が大きく報道され、スポーツ仲裁についての認識がスポーツ界に広まったことがあるようと思われる。この仲裁手続は、スイスの単独仲裁人により日本において英語でスイス仲裁法に従って行われた。仲裁判断では、選手選考自体には問題ないとされたが、選考基準を事前に公表していなかった点には落ち度があるとされ、水連は1万スイス・フラン（約62万円）の支払を命じられた（CAS 2000/A/278）。いずれにしても、この仲裁判断により紛争に決着がついた点がスポーツ界には評価されたものと思われる。
- (13) 14条「1 理事のうち6名は、次の組織が各2名づつ任命した者とする。
- (1) 財団法人日本オリンピック委員会
 - (2) 財団法人日本体育協会
 - (3) 財団法人日本障害者スポーツ協会
- 2 前項の各組織が任命する者のうち少なくとも1名は、競技者又は元競技者でなければならない。
- 3 前2項の規定により任命された6名の理事は、理事3名を選任する。この3名の理事は、中立的な立場の者とする。」
- (14) <<http://www.jsaa.jp/rule/guide.pdf>>に掲載。なお、調停への不当な影響の排除は裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律6条4号に規定されていることであり、JSAAは同法による認証を得るにあたって、仲裁との関係でも同様の措置を講じた。

- (15) 表1のウエイトリフティング事件（2003-001）及び身体障害者水泳事件（2003-003）では、紛争発生前には仲裁合意はなく、選手からの仲裁申立てに競技団体が応じるという形で仲裁合意がなされた。
- (16) 表1の2005-001もこの6件のうちの一つである。
- (17) 日本スポーツ仲裁機構規程3条6号の事業に該当する。
- (18) ADR法による認証を受けるための要件のうち、既述の通り、理事による調停手続への不当な影響力の排除の方策をとることのほか（同法6条4号）、調停手続における資料、手続を通じて記録された個人の秘密その他の情報の適切な管理すること（6条10号・11号・14号）、調停手続を実施する契約の締結に先立ち、当事者に手続に関する重要事項を記載した書面を交付して説明すること（14条）、毎年、事業報告書、財産目録、貸借対照表等を法務大臣に提出すべきこと（20条）が定められている。また、取消事由に該当する疑いがある場合には法務省による立入検査等があることも（21条）、JSAAの継続的なグッド・ガバナンスの維持には有益であろう。なお、この観点からのADR法の認証について、道垣内正人「ADR法に基づく認証とコンプライアンス」NBL 861号4-5頁【2007】参照。
- (19) 日本スポーツ仲裁機構規程3条4号・5号。
- (20) この設置は2007年3月であり、それまでは事務局が企画をしていた。
- (21) 以下、IIIで引用する条文は、別段の記載のない限り、スポーツ仲裁規則の条文である。
- (22) 表1の2003-002事件。
- (23) 表1のウエイトリフティング事件（2003-001）及びセーリング事件（2006-001）。
- (24) 表1のテコンドー事件（2003-002）、馬術事件（2004-001）、身体障害者陸上競技事件（2004-002）、ローラースケート事件（2005-001）、カヌー事件（2008-001）。
- (25) 表1の身体障害者水泳事件（2003-003）。
- (26) 附則2「1 本規則第12条の規定は、2003年6月1日より前にされた決定に関しては当分の間、適用しない。
- 2 前項の規定は、2003年6月2日から施行する。」
- (27) V.2のJSAA-AP-2003-002事件参照。
- (28) 決定から6週間と6日後の仲裁申立てであり、この附則2により救済されるべき事案であったが、実際には、当事者間で12条但書に基づくこの点を問題としない旨の合意がされた。
- (29) 14条4項、仲裁申立料金規程3条。逆に言えば、申立てに要する経済的負担を軽減する措置をとるために対象事案を限定せざるを得ないということもできよう。
- (30) 51条1項「申立人は、申立料金のみを負担し、第4項に定める自己負担金を除き、手続費用も仲裁人報償金も一切負担することを要しない。」
- (31) 44条2項「スポーツ仲裁パネルは、仲裁判断の主文において、日本スポーツ仲裁機構がその仲裁手続のために負担した手続費用及び日本スポーツ仲裁機構が仲裁人に支払うべき仲裁人報償金について、その全部又は一部を被申立人が負担すべきであると判断する場合には、被申立人がそれを日本スポーツ仲裁機構に支払うべき旨の命令を記載しなければならない。この判断については理由の記載は要しない。」

- (32) 44条3項「スポーツ仲裁パネルは、事案の状況及び仲裁判断の結果を考慮して、申立人が負担した費用の全部又は一部を被申立人が支払うべきことを命ずることができる。」
- (33) 表1の2003-001。
- (34) 表1の2004-001。
- (35) 2条2項「この規則による仲裁をするには、申立人と被申立人との間に、申立てに係る紛争をスポーツ仲裁パネルに付託する旨の合意がなければならない。仲裁合意は書面その他意思を明確に示す方法でしなければならない。」
- (36) ただし、競技団体と選手との間の関係が雇用契約に該当するような場合には、仲裁法附則4条（「当分の間、この法律の施行後に成立した仲裁合意であって、将来において生ずる個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第一条に規定する個別労働関係紛争をいう。）を対象とするものは、無効とする。」）により無効とされる虞がある（案件が法律上の争訟に該当し、仲裁法の適用があることが前提となる）。また、一般に選手は競技団体との関係において弱者であるとすれば、選手から裁判所への提訴の途を奪うような仲裁合意には慎重であるべきであろう。
- (37) 20条2項「仲裁事案に利害関係を有する者は、仲裁人になることができない。仲裁人は、仲裁人としての公正性に疑惑を生じかねないと思われる事由があるときは、速やかにこれを開示しなければならない。」
- (38) 仲裁人候補者リスト掲載者のスポーツ法に関する知見を向上するためにスポーツ仲裁法研究会を開催していることについては、II. 3.c 参照。
- (39) 20条3項・4項。2008年5月末現在で、60名の候補者がリストに掲載されている。規則上は、仲裁人は法律家でなければならない旨の規定はないが、運営上は、法律家だけがリストに掲載されている。確かに、ドーピングや障害者スポーツ関係の紛争では、医学的知識を要することがあり、また、一般に、関係する競技に詳しい専門家が事情に詳しいであろうが、スポーツ仲裁においては、適正な手続がとられたか否かといった法的論点が判断の中心となることが多く、法律的な訓練を受けている者が適任であると考えられるからである。また、専門的な知識を要するような場合には、医学関係者・スポーツ関係者は鑑定人又は証人として手続に関与すれば十分であると考えられる。
- (40) 実際、表1のセーリング事件（2006-001）では、日本セーリング連盟はリスト外から仲裁人を選任した。
- (41) 22条2項「第21条の規定により3人の仲裁人が選定されるべき場合には、当事者は、第15条第1項に定める仲裁申立受理通知の発信日から2週間以内に、各1人の仲裁人を選定する。当事者がその期間内に仲裁人を選定しないときは、日本スポーツ仲裁機構が仲裁人を選定する。選定された2人の仲裁人は、日本スポーツ仲裁機構が指定する期間内に、その合意により更に1人の仲裁人を選定する。それらの仲裁人がその期間内にそのもう1人の仲裁人を選定しないときは、日本スポーツ仲裁機構がその仲裁人を選定する。このようにして選定された最後の仲裁人をスポーツ仲裁パネルにおける仲裁人長とする。」
- (42) 特に必要がある場合には、仲裁パネルは仮の措置を命ずることができる（49条）。また、

- 原則として1名の仲裁人による緊急仲裁手続の定めもある（50条以下。これについてはIII.h 参照）。
- (43) 14条1項7号から10号。
- (44) 16条1項4号から6号。
- (45) 2条5項「仲裁人選任後においては、仲裁人と当事者とは、事案について相互に直接連絡をとるべきではない。ただし、特段の事情がある場合において、公正性を損なわないような方法であればこの限りではない。」
- (46) 表1の2003-003。
- (47) スポーツ紛争が裁判所法3条の「法律上の争訟」に該当するか否かについては、前掲注（2）とそれに対応する本文参照。
- (48) もっとも、50条3項但書では、「ただし、日本スポーツ仲裁機構が、特段の事情があると認めるときは、仲裁人を3名とし、必要に応じて当事者の意見を参考にしつつ、その3名を選任することができる。」とされている。
- (49) 表1の2003-002。
- (50) 表1の2005-001。
- (50a) 表1の2008-001。
- (51) 表1の2004-002。
- (52) 世界アンチ・ドーピング機構（World Anti-Doping Agency : WADA）は、1999年に国際レベルのあらゆるスポーツにおけるアンチ・ドーピング活動を促進し、調整することを目的として設立された組織である。
- (53) その他、41条では、上部団体やアンチ・ドーピング機関の手続参加について、「不服申立ての対象となっている決定の対象者又は事項に関する国内競技連盟及び国際競技連盟、財団法人日本オリンピック委員会、財団法人日本体育協会、財団法人日本障害者スポーツ協会、並びに世界ドーピング防止機構は、審理の終結に至るまではいつでも、オブザーバーとして仲裁手続に参加することができる。オブザーバーは、権利としては自己の請求、主張その他をすることはできず、スポーツ仲裁パネルの許可又は要請がある場合にのみ、発言、資料の提出等をすることができる。」（同条1項）、「日本アンチ・ドーピング機構は、審理の終結に至るまではいつでも、当事者又はオブザーバーとして仲裁手続に参加する権利を有する。」（2項）などの定めが置かれている。
- (54) 特定調停合意に基づくスポーツ調停料金規程2条・3条。
- (55) スポーツ仲裁規則37条2項。このような扱いをしているのは、法律上の争訟ではない事項についての競技団体の決定を取り消すようなタイプのスポーツ仲裁判断は仲裁法に基づく執行の対象とはならないと考えられるため、スポーツ界その他社会一般のピア・プレッシャーが必要だからである。
- (56) 事実、アテネ・オリンピックの女子マラソン競技への代表選手選考に当たっては、JSAAの存在が意識されていたとの報道がなされた（産経新聞2003年12月8日朝刊11頁）。
- (57) 36 U.S.C. §§ 220501-529..

(58) スポーツ仲裁制度を前提として、USOC（合衆国オリンピック委員会）は選手の権利行使の経済的支援策として、基金を設けて、選手側が勝った場合はもちろん、負けた場合であっても申立てに相当の理由があれば、仲裁に要した費用を供与している。アメリカのような法律はなくても、日本でもこのような基金を作ることは意味があると考えられる。特に、競技団体の中には財政的な基盤が脆弱なところもあり、そういう団体であっても自動受諾条項を入れるができるように、競技団体相互で、あるいは、外部からの資金導入により、いわば責任保険のような仕組みを構築することは、スポーツ界全体のグッド・ガバナンスの方策のひとつであると思われる。

(59) 表1の馬術事件（2004-001）における付言として、仲裁パネルは、「オリンピック大会への出場は多くのスポーツ選手にとって大きな夢であり、またそのために一流スポーツ選手は練習に明け暮れる毎日を送っている。日本政府はこのようなオリンピック大会の意義を認識して、日本オリンピック委員会に対して、選手・役員の渡航費ならびに滞在費の3分の2を国庫から補助し、また例年の選手強化費用の3分の2を負担している。このようなオリンピック大会の公的意義を踏まえれば、各競技団体が行っている代表選手選考は公平で透明性の高い方法で実施されなければならず、またスポーツ選手は、国民の一人として、合理的な基準を満たせばオリンピック大会に参加する権利をもつと考えなければならない。選手選考を委ねられた各国内スポーツ連盟はオリンピック大会の公的性格を踏まえて、『國の代行機関』として代表選手選考に当たっていることを深く自覚する必要がある。」と記している。

(60) 中間的な形のひとつとして、補助金の使用に関する適正さの確保という観点からの外部チェックにおけるチェック・ポイントとして、自動受諾条項を採用していることを重視するという方策も考えられる。

(61) 本稿全体がそうであるように、これは筆者個人の私見に基づくものに過ぎない。